



# 受取配当等の 益金不算入とは



“経理のプロ”になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は「受取配当等の益金不算入」について解説します。

税理士  
平井 満 広

掲載テーマ(予定)

- ① 受取配当等の益金不算入とは
- ② 生命保険料の取扱い
- ③ 外貨建取引について
- ④ 出張旅費日当と海外出張費
- ⑤ 留保金課税
- ⑥ 使途秘匿金課税

配当等は、受け取った法人側は原則、益金となりますが、支給した法人側では損金とはなりません(図表1参照)。

こうした二重課税を排除するために、配当等の一部、または全部を益金の額に算入しない制度が設けられています。これを「受取配当等の益金不算入」といいます。

## 受取配当等の範囲

益金不算入の適用を受ける受取配当等の主な範囲は、次のとおりとなっています。

- ① 益金不算入となるもの
  - ・ 中間配当や期末配当
  - ・ 名義株等の配当(①)
  - ・ みなし配当(②)
  - ・ 特定株式投資信託の収益の分配等

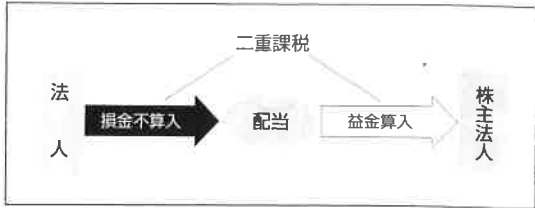
- ② 益金不算入とならないもの
  - ・ 協同組合等の事業分置配当金
  - ・ 保険会社の基金利息
  - ・ 特定目的会社から受ける利益の配当
  - ・ 短期保有株式等(③)の配当金
  - ・ 証券投資信託の収益分配金等

用が受けられることとなります。なお、法人が所有する株式等を売却した際に名義を書き換えるのを失念して受け取ることとなった配当(失念配当)については、株主としての地位に基づいたものではないため、益金不算入の適用は受けられません。

①「名義株等」とは  
会社の株主名簿に記載のある株主と、実質的な所有者が一致していない、法人の役員や使用人等の名義で有する株式等を「名義株等」といいます。  
「名義株等」によって生じる配当等による所得は、名義人ではなく、実質的な所有者に帰属します。「名義株等」の実質的な所有者が法人の場合、益金不算入の適用

②「みなし配当」とは  
会計上は配当等とされない金銭等の交付(一定の合併や分割型分割、自己株式の取得等)であっても、実質的に配当等と同様の取引とみなされる部分は、法人税法上の配当とみなして益金不算入の適用を受けることができます。  
③「短期保有株式等」とは  
配当等の基準日以前1か月以内を取得しており、かつ、基準日後2か月以内に譲渡した株式等(短期保有株式等)の配当金は、益金

図表1 配当等と二重課税



算式1 受取配当等の益金不算入額の計算

- (1) 完全子法人株式等
  - ・ 益金不算入額 = 完全子法人株式等に係る配当等の額(金額)
- (2) 関連法人株式等
  - ・ 益金不算入額 = 関連法人株式等に係る配当等の額 - 関連法人株式等に係る負債利子額
- (3) 非支配目的株式等
  - ・ 益金不算入額 = 非支配目的株式等に係る配当等の額 × 20%
- (4) その他の株式等
  - ・ 益金不算入額 = その他の株式等に係る配当等の額 × 50%

図表2 負債利子の具体的な計算

① 総資産あん分法(原則法)

$$\text{控除する負債利子額} = \frac{\text{当期の支払利子額}}{\text{期末関連法人株式等の帳簿価額} / \text{総資産の帳簿価額}}$$

② 簡便法

$$\text{控除する負債利子額} = \text{当期の支払利子額} \times \frac{\text{①の方法で計算した基準年度(*)の負債利子控除額の合計}}{\text{基準年度の支払利子額の合計}}$$

[小数点以下3位未満切捨て]

\*平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間に開始した各事業年度

算式2 外国子会社から受ける益金不算入の計算

$$\text{益金不算入額} = \text{外国子会社から受ける配当等の額} - \text{外国子会社から受ける配当等の額} \times 5\%$$

まで、引き続き有する他の内国法人の株式等(完全子法人株式等を除く)をいいます。  
なお、その事業年度に支払う負債利子がある場合は、関連法人株式等に係る部分を控除した金額が、益金不算入額となります。  
負債利子の計算は「総資産あん分法(原則法)」と「簡便法」があります(図表2参照)。  
負債利子には、手形割引料や社債の償還損等は含まれますが、売上

割引料や利子税等は含まれません。  
(3) 非支配目的株式等  
非支配目的株式等とは、発行済株式等の5%以下の株式等を配当等の基準日に有する他の内国法人の株式等をいいます。  
なお、保険会社が保有する非支配目的株式等にかかる配当等の益金不算入額は、配当等の額の40%相当額となります。  
(4) その他の株式等  
その他の株式等とは、①、③以外の

外国子会社から受ける配当等の益金不算入  
内国法人が一定の外国子会社から剰余金の配当等を受ける場合にも、益金不算入制度があります。  
対象となる外国子会社  
益金不算入の対象となるのは、発行済株式等の25%以上を配当等の支払義務が確定する日以前6か月以上継続して保有する外国法人

から受ける一定の剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配です。  
なお、外国法人の所在国において配当等の額が支払法人の損金の額に算入することとなっている場合は、原則、益金不算入の適用を受けることができません(ただし、一定の要件を満たせば一部適用はあります)。  
(2) 益金不算入の計算  
益金不算入の金額は、算式2で計算した金額となります。

\* 平井 満広は、中小企業の経営改善を推進する「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善を推進する力を発揮している。